

保護者のみなさま

特別警報または、警報発表時の措置について

藤井寺市立小中学校では、特別警報または、警報が発表された時に、下記のと通りの対応をいたします。

記

1. 児童・生徒の登校時（午前7時00分）において、藤井寺市に特別警報または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されているときは、登校を見合わせる。
ただし
 - 午前8時15分までに警報が解除されたときは、通学路の安全を考慮して登校させ、通常どおりの授業を行う。（給食については、通常どおり実施する。）
 - 午前10時00分までに警報が解除されたときは、通学路の安全を考慮して登校させ、通常どおりの授業を行う。（給食については、原則、通常どおり実施する。）
2. 午前10時00分現在で藤井寺市に特別警報または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかがまだ発表中のときは臨時休業とする。
3. 児童・生徒の登校した後、藤井寺市に特別警報または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたときは、通学路の状況等を十分考慮し、下校させる。

※教育委員会と学校長の協議の上、上記1から3以外の措置をとる場合があります。